

自転車指導啓発重点路線(木之本警察署)

令和7年4月



この路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 信号無視
- 無灯火・並進走行



- 市道高月渡岸寺線
長浜市役所高月支所前交差点 ~
有限会社わきざか酒店前交差点

選定理由

自転車通行可の歩道上を自転車通学の中学生や通学児童が多く歩行しており、事故の発生が予想される路線であるため。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 自転車のスマホ・酒気帯び運転罰則強化！ (令和6年11月1日道路交通法改正)

「自転車のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は罰則の対象です。絶対にやめましょう。

3 自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化！ (令和5年4月1日道路交通法改正)

事故による被害を軽減させるため乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

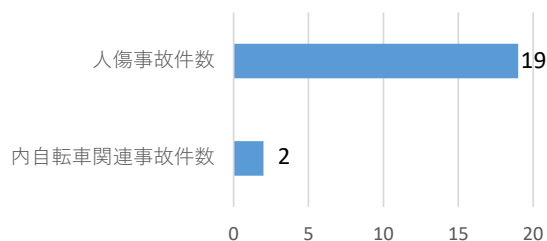
4 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう！

自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？

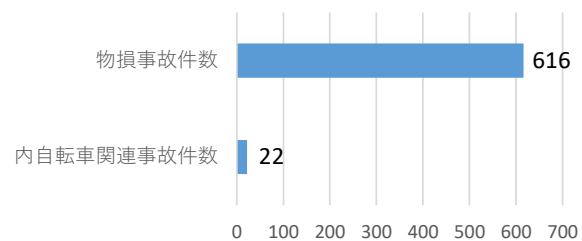
警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



令和6年中の人傷事故件数



令和6年中の物損事故件数



木之本警察署管内では、高月町での交通事故発生件数が多くなっているため、運転には細心の注意を払って下さい。

運転時は、ゆとりをもった運転を心掛けましょう！！

